

## Coopel 会員規約 新旧比較表

旧	備考	新
<p>Coopel 会員規約</p> <p>第 1 条 Coopel 会員及びユーザ資格</p> <p>1 Coopel 会員とは、株式会社 Coopel（以下、「当社」といいます。）がインターネットを使って「Coopel」の名称で提供するサービス（以下、「本サービス」といいます。）の利用のために、本規約を承認の上、Coopel 会員として入会を申し込み、当社が入会を認めた法人及び個人事業主のことをいいます。</p> <p>2 Coopel ユーザとは、Coopel 会員が法人又は個人事業主である場合に、Coopel 会員により本サービスの利用を認められた Coopel 会員の役員、従業員その他 Coopel 会員の業務に従事する者をいいます。</p> <p>3 Coopel 会員は、本規約に基づき本サービスを利用するものとします。</p> <p>4 本サービス内の各サービスにおいて別途規約（以下、「個別規約」といいます。）が定められている場合は、Coopel 会員は本規約及び個別規約に基づき本サービスを利用するものとします。なお、本規約と個別規約に定める内容が異なる場合には個別規約に定める内容が優先して適用されるものとします。</p> <p>5 Coopel 会員は、当社が別途定める場合を除き、本サービスを自己の事業のためにのみ利用するものとし、Coopel 会員資格を第三者に利用させたり、貸与、譲渡、売買、質入等を行うことはできないものとします。</p>		<p>Coopel 会員規約</p> <p>第 1 条 Coopel 会員及びユーザ資格</p> <p>1 Coopel 会員とは、株式会社 Coopel（以下、「当社」といいます。）がインターネットを使って「Coopel」の名称で提供するサービス（以下、「本サービス」といいます。）の利用のために、本規約を承認の上、Coopel 会員として入会を申し込み、当社が入会を認めた法人及び個人事業主のことをいいます。</p> <p>2 Coopel ユーザとは、Coopel 会員が法人又は個人事業主である場合に、Coopel 会員により本サービスの利用を認められた Coopel 会員の役員、従業員その他 Coopel 会員の業務に従事する者をいいます。</p> <p>3 Coopel 会員は、本規約に基づき本サービスを利用するものとします。</p> <p>4 本サービス内の各サービスにおいて別途規約（以下、「個別規約」といいます。）が定められている場合は、Coopel 会員は本規約及び個別規約に基づき本サービスを利用するものとします。なお、本規約と個別規約に定める内容が異なる場合には個別規約に定める内容が優先して適用されるものとします。</p> <p>5 Coopel 会員は、当社が別途定める場合を除き、本サービスを自己の事業のためにのみ利用するものとし、Coopel 会員資格を第三者に利用させたり、貸与、譲渡、売買、質入等を行うことはできないものとします。</p>

6 Coopel 会員は Coopel ユーザに本規約及び個別規約の内容を遵守させるものとし、Coopel ユーザの行為についてすべて責任を負うものとし、

## 第 2 条 Coopel 会員規約の変更

当社は、民法 548 条の 4 の規定により、本規約及び個別規約を変更することができるものとし、本規約及び個別規約を変更した場合、料金その他の本サービスに関する一切の事項は変更後の規約によるものとし、

## 第 3 条 入会等

1 Coopel 会員になろうとする方は、本規約に同意のうえ、当社の定める手続きにより当社に入会を申し込むものとし、なお、Coopel ユーザは、Coopel 会員を代理して、本サービスの利用を申し込むものとし、Coopel 会員は、Coopel ユーザーが正当な権限を付与されていることを保証するものとし、また、Coopel ユーザーが Coopel 会員から正当な権限を付与されないで、本サービスの利用を申し込み、これにより当社に損害が発生した場合、Coopel 会員は、その損害を賠償するものとし、

2 本規約に基づく、本サービスの利用にかかる当社と Coopel 会員間の契約（以下、「本契約」といいます。）は、前項に定める申し込みを当社が当社所定の方法により承諾した時点をもって、成立するものとし、

3 条約、日本国及び外国の法律によって利用を禁止されている法人又は個人は、入会できません。法人に関しては日本国の法令に準拠して設立及び

6 Coopel 会員は Coopel ユーザに本規約及び個別規約の内容を遵守させるものとし、Coopel ユーザの行為についてすべて責任を負うものとし、

## 第 2 条 Coopel 会員規約の変更

当社は、民法 548 条の 4 の規定により、本規約及び個別規約を変更することができるものとし、本規約及び個別規約を変更した場合、料金その他の本サービスに関する一切の事項は変更後の規約によるものとし、

## 第 3 条 入会等

1 Coopel 会員になろうとする方は、本規約に同意のうえ、当社の定める手続きにより当社に入会を申し込むものとし、なお、Coopel ユーザは、Coopel 会員を代理して、本サービスの利用を申し込むものとし、Coopel 会員は、Coopel ユーザーが正当な権限を付与されていることを保証するものとし、また、Coopel ユーザーが Coopel 会員から正当な権限を付与されないで、本サービスの利用を申し込み、これにより当社に損害が発生した場合、Coopel 会員は、その損害を賠償するものとし、

2 本規約に基づく、本サービスの利用にかかる当社と Coopel 会員間の契約（以下、「本契約」といいます。）は、前項に定める申し込みを当社が当社所定の方法により承諾した時点をもって、成立するものとし、

3 条約、日本国及び外国の法律によって利用を禁止されている法人又は個人は、入会できません。法人に関しては日本国の法令に準拠して設立及び

登記された法人でない方は入会できません。ただし、当社が特に認めた場合はこの限りではありません。

4 日本国内に営業所を有さない方は入会できません。ただし、当社が特に認めた場合はこの限りではありません。

5 本人、役員又は従業員が反社会的勢力に現在関与し、あるいは過去に関与していた方は入会できません。

#### 第4条 ID・パスワード

1 Coopel 会員及び Coopel ユーザ（以下、「Coopel 会員等」といいます。）は、会員登録後に当社が Coopel 会員等に付与する ID 及びパスワードの管理責任を負うものとします。

2 Coopel 会員等は、当社が別途定める場合を除き、ID 及びパスワードを第三者に利用させたり、貸与、譲渡、売買、質入等を行うことはできないものとします。また、Coopel 会員等は、ID を複数の者に利用させることはできないものとします。

3 Coopel 会員等が ID 及びパスワードを入力した場合、ID 及びパスワードの入力後当社の定める時間を経過するまでの間（以下、「利用可能時間」といいます。） Coopel 会員等は、ID 及びパスワードを入力する事なく、本サービスを当社所定の利用方法により利用することができます。Coopel 会員等は、利用可能時間中、ID 及びパスワードを入力した装置を第三者に利用させたり、貸与、譲渡、売買、質入等を行うことはできないものとします。

登記された法人でない方は入会できません。ただし、当社が特に認めた場合はこの限りではありません。

4 日本国内に営業所を有さない方は入会できません。ただし、当社が特に認めた場合はこの限りではありません。

5 本人、役員又は従業員が反社会的勢力に現在関与し、あるいは過去に関与していた方は入会できません。

#### 第4条 ID・パスワード

1 Coopel 会員及び Coopel ユーザ（以下、「Coopel 会員等」といいます。）は、会員登録後に当社が Coopel 会員等に付与する ID 及びパスワードの管理責任を負うものとします。

2 Coopel 会員等は、当社が別途定める場合を除き、ID 及びパスワードを第三者に利用させたり、貸与、譲渡、売買、質入等を行うことはできないものとします。また、Coopel 会員等は、ID を複数の者に利用させることはできないものとします。

3 Coopel 会員等が ID 及びパスワードを入力した場合、ID 及びパスワードの入力後当社の定める時間を経過するまでの間（以下、「利用可能時間」といいます。） Coopel 会員等は、ID 及びパスワードを入力する事なく、本サービスを当社所定の利用方法により利用することができます。Coopel 会員等は、利用可能時間中、ID 及びパスワードを入力した装置を第三者に利用させたり、貸与、譲渡、売買、質入等を行うことはできないものとします。

4 ID及びパスワード並びにID及びパスワードを入力した装置の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任はCoopel会員等が負うものとし、当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、当社は一切責任を負いません。

5 Coopel会員等は、パスワードを第三者に知られた場合、利用可能時間中のID及びパスワードを入力した装置を第三者に使用されるおそれのある場合、又はID又はパスワードが第三者に使用されている疑いのある場合には、直ちに当社にその旨連絡するとともに、当社の指示がある場合にはこれに従うものとしします。

#### 第4条の2 情報登録について

1 Coopel会員等になろうとする方は、当社所定の情報を当社に登録する必要があります。

2 Coopel会員等は、本サービスにおいて当社が指定する機能に基づき当社所定の方法により本サービスを利用する第三者との間で本サービスの利用方法に関するデータ、情報等を共有することができます。この場合、Coopel会員等は、Coopel会員等の名称、氏名、メールアドレス及び本サービスの利用履歴等の情報が、本サービスを利用する当該第三者に提供されることに同意するものとしします。

3 Coopel会員等は個人情報保護法に違反する行為を行ってはならないものとしします。

#### 第5条 禁止事項

4 ID及びパスワード並びにID及びパスワードを入力した装置の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任はCoopel会員等が負うものとし、当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、当社は一切責任を負いません。

5 Coopel会員等は、パスワードを第三者に知られた場合、利用可能時間中のID及びパスワードを入力した装置を第三者に使用されるおそれのある場合、又はID又はパスワードが第三者に使用されている疑いのある場合には、直ちに当社にその旨連絡するとともに、当社の指示がある場合にはこれに従うものとしします。

#### 第4条の2 情報登録について

1 Coopel会員等になろうとする方は、当社所定の情報を当社に登録する必要があります。

2 Coopel会員等は、本サービスにおいて当社が指定する機能に基づき当社所定の方法により本サービスを利用する第三者との間で本サービスの利用方法に関するデータ、情報等を共有することができます。この場合、Coopel会員等は、Coopel会員等の名称、氏名、メールアドレス及び本サービスの利用履歴等の情報が、本サービスを利用する当該第三者に提供されることに同意するものとしします。

3 Coopel会員等は個人情報保護法に違反する行為を行ってはならないものとしします。

#### 第5条 禁止事項

<p>Coopel 会員等は本サービスの利用に関して以下の行為を行ってはならないものとします。</p> <p>(1) 以下の各号に定める情報を扱う行為</p> <ul style="list-style-type: none"><li>a. 個人情報保護法に定める要配慮個人情報</li><li>b. 不正競争防止法に定める営業秘密のうち、重要な技術・ノウハウ、新商品、新サービス、又は新事業に関する情報</li><li>c. クレジットカード情報（会員名、カード番号、セキュリティコード、有効期限を含むがこれらに限られないものとします。）</li><li>d. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に定める個人番号</li><li>e. 健康保険法施行規則に定める被保険者証番号</li><li>f. 生体認証データ</li><li>g. 旅券法に定める旅券番号</li><li>h. 住民基本台帳法に定める住民票コード</li><li>i. 運転免許証番号</li></ul> <p>(2) 当社若しくは第三者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、肖像権その他第三者の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為</p>	<p>Coopel 会員等は本サービスの利用に関して以下の行為を行ってはならないものとします。</p> <p>(1) 以下の各号に定める情報を扱う行為</p> <ul style="list-style-type: none"><li>a. 個人情報保護法に定める要配慮個人情報</li><li>b. 不正競争防止法に定める営業秘密のうち、重要な技術・ノウハウ、新商品、新サービス、又は新事業に関する情報</li><li>c. クレジットカード情報（会員名、カード番号、セキュリティコード、有効期限を含むがこれらに限られないものとします。）</li><li>d. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に定める個人番号</li><li>e. 健康保険法施行規則に定める被保険者証番号</li><li>f. 生体認証データ</li><li>g. 旅券法に定める旅券番号</li><li>h. 住民基本台帳法に定める住民票コード</li><li>i. 運転免許証番号</li></ul> <p>(2) 当社若しくは第三者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、肖像権その他第三者の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為</p>
---	---

<p>(3) 本サービスの内容や本サービスにより利用しうる情報を改ざん又は消去する行為</p> <p>(4) 本規約又は個別規約に違反して、第三者に本サービスを利用させる行為</p> <p>(5) 法令若しくは公序良俗に違反し、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為</p> <p>(6) 他者を差別若しくは誹謗中傷し、又は他人の名誉又は信用を傷つける行為</p> <p>(7) 窃盗、強盗、詐欺、恐喝、横領、背任、賭博その他の犯罪の犯罪に結びつく又は結びつくおそれがある行為</p> <p>(8) わいせつ物、ポルノ、児童ポルノ、児童虐待、アダルトグッズ、ヌード写真、アダルトビデオ、アダルトゲーム、ブルセラにあたる画像、文書等を送信又は掲載する行為</p> <p>(9) 無限連鎖講、マルチ商法を開設し、又はこれを勧誘する行為</p> <p>(10) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為</p> <p>(11) コンピューターウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為</p>	<p>(3) 本サービスの内容や本サービスにより利用しうる情報を改ざん又は消去する行為</p> <p>(4) 本規約又は個別規約に違反して、第三者に本サービスを利用させる行為</p> <p>(5) 法令若しくは公序良俗に違反し、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為</p> <p>(6) 他者を差別若しくは誹謗中傷し、又は他人の名誉又は信用を傷つける行為</p> <p>(7) 窃盗、強盗、詐欺、恐喝、横領、背任、賭博その他の犯罪の犯罪に結びつく又は結びつくおそれがある行為</p> <p>(8) わいせつ物、ポルノ、児童ポルノ、児童虐待、アダルトグッズ、ヌード写真、アダルトビデオ、アダルトゲーム、ブルセラにあたる画像、文書等を送信又は掲載する行為</p> <p>(9) 無限連鎖講、マルチ商法を開設し、又はこれを勧誘する行為</p> <p>(10) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為</p> <p>(11) コンピューターウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為</p>
--	--

(12) 無断で第三者に広告、宣伝若しくは勧誘のメールを送信する行為、又は第三者が嫌悪感を抱く、若しくはそのおそれのあるメール（嫌がらせメール）を送信する行為

(13) 第三者の設備等又は当社が本サービスの提供のために用いる設備等（以下、「本サービス用設備」といいます。）の利用若しくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為

(14) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様・目的でリンクをはる行為

#### 第6条 Coopel 会員規約の違反等について

1 Coopel 会員等が以下の各号に該当した場合、当社は、当社の定める期間、本サービス又は当社が提供するその他のサービスの一部若しくは全部の利用を認めないこと、Coopel 会員等の本サービス又は当社が提供するその他のサービスの会員資格を取り消すこと、若しくは、本規約又はこれに付随する契約並びに当社と Coopel 会員との間のその他の契約を解除することができるものとします。ただし、この場合も当社が受領した料金を返還しません。

a. 当社所定の書類を所定の期限内に提出しない場合

b. 会員登録申込みの際の情報登録、及び Coopel 会員等となった後の情報変更において、その内容に虚偽や不正があった場合、又は重複した会員登録があった場合

(12) 無断で第三者に広告、宣伝若しくは勧誘のメールを送信する行為、又は第三者が嫌悪感を抱く、若しくはそのおそれのあるメール（嫌がらせメール）を送信する行為

(13) 第三者の設備等又は当社が本サービスの提供のために用いる設備等（以下、「本サービス用設備」といいます。）の利用若しくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為

(14) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様・目的でリンクをはる行為

#### 第6条 Coopel 会員規約の違反等について

1 Coopel 会員等が以下の各号に該当した場合、当社は、当社の定める期間、本サービス又は当社が提供するその他のサービスの一部若しくは全部の利用を認めないこと、Coopel 会員等の本サービス又は当社が提供するその他のサービスの会員資格を取り消すこと、若しくは、本規約又はこれに付随する契約並びに当社と Coopel 会員との間のその他の契約を解除することができるものとします。ただし、この場合も当社が受領した料金を返還しません。

a. 当社所定の書類を所定の期限内に提出しない場合

b. 会員登録申込みの際の情報登録、及び Coopel 会員等となった後の情報変更において、その内容に虚偽や不正があった場合、又は重複した会員登録があった場合

<p>c. 他の Coopel 会員等に不当に迷惑をかけたと当社が合理的に判断した場合</p> <p>d. Coopel 会員等、その役員又は従業員が反社会的勢力に現在関与し、あるいは過去に関与していたと当社が合理的に判断した場合</p> <p>e. Coopel 会員の営業又は業態が公序良俗に反すると当社が判断した場合</p> <p>f. 当社が Coopel 会員と連絡が取れなくなった場合</p> <p>g. 法令に基づく営業停止若しくは営業禁止の命令を受け、又は許認可等が取り消された場合</p> <p>h. 第三者より差押、仮差押、仮処分、競売、破産、民事再生、会社更生等若しくは滞納処分の申し立てを受け、又は自ら申し立てを行った場合</p> <p>i. 財産状態が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められる事由がある場合</p> <p>j. 本規約又は個別規約に違反した場合</p> <p>k. その他、Coopel 会員として不適切であると当社が合理的に判断した場合</p> <p>2 Coopel 会員は、前項各号のいずれかに該当した場合、当社に対するすべての債務につき期限の利益を失い、直ちに当該債務全部を弁済しなければならないものとします。</p>	<p>c. 他の Coopel 会員等に不当に迷惑をかけたと当社が合理的に判断した場合</p> <p>d. Coopel 会員等、その役員又は従業員が反社会的勢力に現在関与し、あるいは過去に関与していたと当社が合理的に判断した場合</p> <p>e. Coopel 会員の営業又は業態が公序良俗に反すると当社が判断した場合</p> <p>f. 当社が Coopel 会員と連絡が取れなくなった場合</p> <p>g. 法令に基づく営業停止若しくは営業禁止の命令を受け、又は許認可等が取り消された場合</p> <p>h. 第三者より差押、仮差押、仮処分、競売、破産、民事再生、会社更生等若しくは滞納処分の申し立てを受け、又は自ら申し立てを行った場合</p> <p>i. 財産状態が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められる事由がある場合</p> <p>j. 本規約又は個別規約に違反した場合</p> <p>k. その他、Coopel 会員として不適切であると当社が合理的に判断した場合</p> <p>2 Coopel 会員は、前項各号のいずれかに該当した場合、当社に対するすべての債務につき期限の利益を失い、直ちに当該債務全部を弁済しなければならないものとします。</p>
---	---

3 Coopel 会員等が本契約、本規約又は個別規約の定めに違反し、当社に損害が生じた場合、Coopel 会員は、当社の損害を前項の違約金とは別に賠償しなければならないものとします。

4 当社が会員資格を取り消した Coopel 会員は再入会することはできません。

5 当社の措置により Coopel 会員等に損害が生じても、当社は、一切損害を賠償しません。

#### 第7条 サービスの提供条件

1 当社は、メンテナンス等のために、Coopel 会員に通知することなく、本サービスを停止し、又は変更することがあります。

2 本サービスの提供を受けるために必要な機器、通信手段などは、Coopel 会員の費用と責任で備えるものとします。

3 当社は、本サービスに中断、中止その他の障害が生じないことを保証しません。

4 Coopel 会員等は、本サービスを、電気通信回線を通じて当社の指定する設備に接続することによって当社の定める範囲内でのみ使用することができるものとします。

5 本サービス内で当社が提供する全てのシステムに関する権利は当社が有しており、Coopel 会員等に対し、当社が有する特許権、実用新案権、意匠

3 Coopel 会員等が本契約、本規約又は個別規約の定めに違反し、当社に損害が生じた場合、Coopel 会員は、当社の損害を前項の違約金とは別に賠償しなければならないものとします。

4 当社が会員資格を取り消した Coopel 会員は再入会することはできません。

5 当社の措置により Coopel 会員等に損害が生じても、当社は、一切損害を賠償しません。

#### 第7条 サービスの提供条件

1 当社は、メンテナンス等のために、Coopel 会員に通知することなく、本サービスを停止し、又は変更することがあります。

2 本サービスの提供を受けるために必要な機器、通信手段などは、Coopel 会員の費用と責任で備えるものとします。

3 当社は、本サービスに中断、中止その他の障害が生じないことを保証しません。

4 Coopel 会員等は、本サービスを、電気通信回線を通じて当社の指定する設備に接続することによって当社の定める範囲内でのみ使用することができるものとします。

5 本サービス内で当社が提供する全てのシステムに関する権利は当社が有しており、Coopel 会員等に対し、当社が有する特許権、実用新案権、意匠

<p>権、商標権、著作権、ノウハウその他の知的財産権の実施又は使用を許諾したり、譲渡等をするものではありません。</p> <p>6 Coopel 会員等は、本サービスをいかなる方法によっても複製、送信、譲渡、貸与、翻訳、翻案その他の利用をすることはできないものとします。</p> <p>7 Coopel 会員等は、本サービスにつき再使用許諾をすることはできないものとします。</p> <p>8 本サービスの使用許諾は、非独占的なものとします。</p> <p>9 退会等により Coopel 会員が会員資格を喪失した場合は、Coopel ユーザーの本サービスの使用権も消滅するものとします。</p> <p>10 当社は、当社が提供する本サービスを現状有姿で提供するものであり、本サービスが正常に動作すること、及び瑕疵のないことを保証しません。</p> <p>11 当社は、本サービスの提供及び改良等のため、Coopel 会員等による本サービスの利用状況に関する情報（本サービスを介して Coopel 会員等が作成したシナリオや Coopel 会員等が利用する第 11 条第 2 項に定める第三者サービス等の利用状況に関する情報を含む）を利用することができるものとし、Coopel 会員等は当社が当該利用を行うことに同意します。</p>	<p>権、商標権、著作権、ノウハウその他の知的財産権の実施又は使用を許諾したり、譲渡等をするものではありません。</p> <p>6 Coopel 会員等は、本サービスをいかなる方法によっても複製、送信、譲渡、貸与、翻訳、翻案その他の利用をすることはできないものとします。</p> <p>7 Coopel 会員等は、本サービスにつき再使用許諾をすることはできないものとします。</p> <p>8 本サービスの使用許諾は、非独占的なものとします。</p> <p>9 退会等により Coopel 会員が会員資格を喪失した場合は、Coopel ユーザーの本サービスの使用権も消滅するものとします。</p> <p>10 当社は、当社が提供する本サービスを現状有姿で提供するものであり、本サービスが正常に動作すること、及び瑕疵のないことを保証しません。</p> <p>11 当社は、本サービスの提供及び改良等のため、Coopel 会員等による本サービスの利用状況に関する情報（本サービスを介して Coopel 会員等が作成したシナリオや Coopel 会員等が利用する第 11 条第 2 項に定める第三者サービス等の利用状況に関する情報を含む）を利用することができるものとし、Coopel 会員等は当社が当該利用を行うことに同意します。</p> <p>(追加)</p> <p>12 Coopel 会員等が本サービス内で <a href="#">Google Gemini</a> でテキストを生成するアクションを利用する場合、Coopel 会員等は、<a href="#">Google LLC</a> が定める最新の <a href="#">サービス固有の規約</a>、及び最新の <a href="#">Gemini API 追加利用規約（生成 AI の使用禁止に関するポリシーを含む）</a> を遵守するものとします。</p>
--	--

## 第8条 料金

- 1 Coopel 会員は、本サービスを利用する場合には、当社の定める金額の利用料金を当社の定める方法（当社のために本サービスの販売を行う販売代理店に対して支払う場合を含みます。）を経由して当社の定める時期までに支払うものとします。
- 2 Coopel 会員が当社の定める期日までに当社の定める利用料金を支払わなかった場合、Coopel 会員は、当社に対し、支払期日の翌日より年 6 パーセントの割合による遅延損害金を支払うものとします。
- 3 Coopel 会員が支払った利用料金は、本利用規約に定める場合を除き、その理由の如何を問わず返還されません。

## 第9条 本契約の期間

- 1 本契約は、当社所定の期間のうち当社所定の手続きにより Coopel 会員が選択した期間が満了するまでの間有効とします。ただし、当社からの別段の意思表示又は当社が定める時期までに Coopel 会員から当社に対する当社所定の方法による本契約終了の意思表示がなされない限り、本契約は自動的に同一の期間更新するものとし、以後も同様とします。なお、販売代理店を通じた場合はこの限りではないものとします。
- 2 前項の定めにかかわらず、本規約第 8 条（料金）、本条本項、第 10 条（譲渡禁止）、第 11 条（当社の責任）、第 14 条（秘密情報の取り扱い

## 第8条 料金

- 1 Coopel 会員は、本サービスを利用する場合には、当社の定める金額の利用料金を当社の定める方法（当社のために本サービスの販売を行う販売代理店に対して支払う場合を含みます。）を経由して当社の定める時期までに支払うものとします。
- 2 Coopel 会員が当社の定める期日までに当社の定める利用料金を支払わなかった場合、Coopel 会員は、当社に対し、支払期日の翌日より年 6 パーセントの割合による遅延損害金を支払うものとします。
- 3 Coopel 会員が支払った利用料金は、本利用規約に定める場合を除き、その理由の如何を問わず返還されません。

## 第9条 本契約の期間

- 1 本契約は、当社所定の期間のうち当社所定の手続きにより Coopel 会員が選択した期間が満了するまでの間有効とします。ただし、当社からの別段の意思表示又は当社が定める時期までに Coopel 会員から当社に対する当社所定の方法による本契約終了の意思表示がなされない限り、本契約は自動的に同一の期間更新するものとし、以後も同様とします。なお、販売代理店を通じた場合はこの限りではないものとします。
- 2 前項の定めにかかわらず、本規約第 8 条（料金）、本条本項、第 10 条（譲渡禁止）、第 11 条（当社の責任）、第 14 条（秘密情報の取り扱い

い)、第 19 条 (準拠法)、及び第 20 条 (管轄裁判所) の定めは、本契約の終了又は失効後もなお有効に存続するものとします。

#### 第 10 条 譲渡禁止

Coopel 会員は、本契約、本規約及び個別規約に基づく地位、権利又は義務を、他に承継し、譲渡し又は担保に供しその他一切の処分をしてはならないものとします。

#### 第 11 条 当社の責任

1 当社は、本サービスの内容、並びに Coopel 会員等が本サービスを通じて入手した情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる責任も負わないものとします。

2 Coopel 会員等は、本サービスを介して当社以外の第三者が提供する商品又はサービス (以下、総称して「第三者サービス等」といいます。) を利用する場合、自らの責任で利用するものとし、当社は、第三者サービス等について何らの責任を負いません。

3 Coopel 会員等は法律の範囲内で本サービス等を利用するものとします。本サービスの利用に関連して Coopel 会員等が日本及び外国の法律に触れた場合でも、当社は一切責任を負いません。

4 債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、本サービス又は本契約に関して、当社が Coopel 会員等に対して負う損害賠償責任の範囲は、当社の責に帰すべき事由により又は当社が本規約及び個別規約に違反したことが直接の原因で Coopel 会員等に現実が発生した

い)、第 19 条 (準拠法)、及び第 20 条 (管轄裁判所) の定めは、本契約の終了又は失効後もなお有効に存続するものとします。

#### 第 10 条 譲渡禁止

Coopel 会員は、本契約、本規約及び個別規約に基づく地位、権利又は義務を、他に承継し、譲渡し又は担保に供しその他一切の処分をしてはならないものとします。

#### 第 11 条 当社の責任

1 当社は、本サービスの内容、並びに Coopel 会員等が本サービスを通じて入手した情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる責任も負わないものとします。

2 Coopel 会員等は、本サービスを介して当社以外の第三者が提供する商品又はサービス (以下、総称して「第三者サービス等」といいます。) を利用する場合、自らの責任で利用するものとし、当社は、第三者サービス等について何らの責任を負いません。

3 Coopel 会員等は法律の範囲内で本サービス等を利用するものとします。本サービスの利用に関連して Coopel 会員等が日本及び外国の法律に触れた場合でも、当社は一切責任を負いません。

4 債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、本サービス又は本契約に関して、当社が Coopel 会員等に対して負う損害賠償責任の範囲は、当社の責に帰すべき事由により又は当社が本規約及び個別規約に違反したことが直接の原因で Coopel 会員等に現実が発生した

通常の損害に限定され、損害賠償の額は当該事由が生じた月の前月末日から初日算入にて起算して、過去 12 ヶ月間に Coopel 会員が支払った本サービスの平均月額料金（1 ヶ月分）を上限とします。ただし、当社は、当社、当社の代表者又は当社の使用する者の故意又は重過失により Coopel 会員等に対して損害を与えた場合には、上限の定めなく、その損害を賠償します。

5 当社は、本サービスに関して、Coopel 会員等と第三者との間で発生した一切のトラブルについて、関知しません。したがって、これらのトラブルについては、当事者間で話し合い、訴訟などにより解決するものとし

6 当社は、本サービスの利用により Coopel 会員等が取り扱う情報、データ等の保管、保存、バックアップ等に係る一切の責任を負わないものと

#### 第 12 条 広告宣伝

Coopel は、本契約の期間中、Coopel 会員の社名、サービス名、ロゴマーク等を、本サービスに関する取引実績として、Coopel の運営するサイト等に表記すること、及び、Coopel 又は本サービス等の広告宣伝・PR 等を目的とした資料に記載等することができるものとし、Coopel 会員は、かかる利用について予め異議なく同意するものとします。

#### 第 13 条 再委託

通常の損害に限定され、損害賠償の額は当該事由が生じた月の前月末日から初日算入にて起算して、過去 12 ヶ月間に Coopel 会員が支払った本サービスの平均月額料金（1 ヶ月分）を上限とします。ただし、当社は、当社、当社の代表者又は当社の使用する者の故意又は重過失により Coopel 会員等に対して損害を与えた場合には、上限の定めなく、その損害を賠償

5 当社は、本サービスに関して、Coopel 会員等と第三者との間で発生した一切のトラブルについて、関知しません。したがって、これらのトラブルについては、当事者間で話し合い、訴訟などにより解決するものとし

6 当社は、本サービスの利用により Coopel 会員等が取り扱う情報、データ等の保管、保存、バックアップ等に係る一切の責任を負わないものと

#### 第 12 条 広告宣伝

Coopel は、本契約の期間中、Coopel 会員の社名、サービス名、ロゴマーク等を、本サービスに関する取引実績として、Coopel の運営するサイト等に表記すること、及び、Coopel 又は本サービス等の広告宣伝・PR 等を目的とした資料に記載等することができるものとし、Coopel 会員は、かかる利用について予め異議なく同意するものとします。

#### 第 13 条 再委託

当社は、Coopel 会員に対する本サービスの提供に関して必要となる業務の全部又は一部を当社の判断により第三者に再委託することができるものとします。

#### 第 14 条 秘密情報の取り扱い

1 Coopel 会員等及び当社は、相手方から秘密である旨視認可能な方法で指定され開示された情報及び口頭にて開示された後速やかに秘密である旨を視認可能な方法で指定された情報（以下、「秘密情報」といいます。）を厳に秘密として扱い、相手方の書面又は電磁的方法による事前の承諾なくして第三者に開示、漏洩せず、また、本サービスを利用又は提供する目的以外に使用しないものとします。ただし、官公庁より開示を要求された場合で、法令上の開示義務がある場合には、当該官公庁に秘密情報を開示することができるものとします。

2 Coopel 会員等及び当社は、前項に定める義務を履行するために、秘密情報を以下の各号に従い取り扱うものとします。

(1) 本サービスの利用又は提供のために接する必要がある自己の役員及び従業員並びに自己と委任契約のある弁護士、公認会計士、税理士、相手方から開示の承諾を得た業務委託先以外の者が接することのないように保管し、また、当該秘密情報に接する自己の役員及び従業員並びに弁護士、公認会計士、税理士、相手方から開示の承諾を得た業務委託先に本規約に定める秘密保持義務の内容を知らしめ、遵守させるものとします。

(2) 相手方の書面による事前の承諾なくして複写、複製しないものとします。

当社は、Coopel 会員に対する本サービスの提供に関して必要となる業務の全部又は一部を当社の判断により第三者に再委託することができるものとします。

#### 第 14 条 秘密情報の取り扱い

1 Coopel 会員等及び当社は、相手方から秘密である旨視認可能な方法で指定され開示された情報及び口頭にて開示された後速やかに秘密である旨を視認可能な方法で指定された情報（以下、「秘密情報」といいます。）を厳に秘密として扱い、相手方の書面又は電磁的方法による事前の承諾なくして第三者に開示、漏洩せず、また、本サービスを利用又は提供する目的以外に使用しないものとします。ただし、官公庁より開示を要求された場合で、法令上の開示義務がある場合には、当該官公庁に秘密情報を開示することができるものとします。

2 Coopel 会員等及び当社は、前項に定める義務を履行するために、秘密情報を以下の各号に従い取り扱うものとします。

(1) 本サービスの利用又は提供のために接する必要がある自己の役員及び従業員並びに自己と委任契約のある弁護士、公認会計士、税理士、相手方から開示の承諾を得た業務委託先以外の者が接することのないように保管し、また、当該秘密情報に接する自己の役員及び従業員並びに弁護士、公認会計士、税理士、相手方から開示の承諾を得た業務委託先に本規約に定める秘密保持義務の内容を知らしめ、遵守させるものとします。

(2) 相手方の書面による事前の承諾なくして複写、複製しないものとします。

<p>(3) 本契約の有効期間終了後、又は相手方から要請があった場合は、相手方の指示に従い、複写、複製物を含め、速やかに返却又は破棄するものとします。</p> <p>(4) リバースエンジニアリングその他の方法により解析しないものとします。</p> <p>(5) 産業財産権を登録出願し又は著作権登録申請しないものとします。</p> <p>3 前2項の定めにかかわらず、Coopel 会員及び当社は、次の各号の何れかに該当することを証明できる秘密情報については、前2項に定める何れの義務を負わないものとします。</p> <p>(1) 開示時に既に公知となっている情報。</p> <p>(2) 開示時に既に秘密情報を受領した当事者（以下「受領者」といいます）が知っていた情報。</p> <p>(3) 開示後に受領者の責に帰すべからざる事由により公知となった情報。</p> <p>(4) 開示後に受領者が第三者より守秘義務を負うことなく合法的に入手した情報。</p> <p>(5) 開示された情報に一切アクセスせず、それと無関係に受領者が開発、創作した情報。</p> <p>4 本条の規定は、本契約期間中及び本契約終了後3年間有効に存続するものとします。</p>	<p>(3) 本契約の有効期間終了後、又は相手方から要請があった場合は、相手方の指示に従い、複写、複製物を含め、速やかに返却又は破棄するものとします。</p> <p>(4) リバースエンジニアリングその他の方法により解析しないものとします。</p> <p>(5) 産業財産権を登録出願し又は著作権登録申請しないものとします。</p> <p>3 前2項の定めにかかわらず、Coopel 会員及び当社は、次の各号の何れかに該当することを証明できる秘密情報については、前2項に定める何れの義務を負わないものとします。</p> <p>(1) 開示時に既に公知となっている情報。</p> <p>(2) 開示時に既に秘密情報を受領した当事者（以下「受領者」といいます）が知っていた情報。</p> <p>(3) 開示後に受領者の責に帰すべからざる事由により公知となった情報。</p> <p>(4) 開示後に受領者が第三者より守秘義務を負うことなく合法的に入手した情報。</p> <p>(5) 開示された情報に一切アクセスせず、それと無関係に受領者が開発、創作した情報。</p> <p>4 本条の規定は、本契約期間中及び本契約終了後3年間有効に存続するものとします。</p>
---	---

#### 第 15 条 登録事項の変更

1 Coopel 会員等は、登録事項に変更のあった場合、すみやかに当社の定める手続きにより当社に届け出るものとします。この届出のない場合、当社は、登録事項の変更のないものとして取り扱うことができるものとします。

2 Coopel 会員等は、当社に登録されたメールアドレスを変更したことを当社に届け出なかった場合、本サービスを利用できなくなることがあります。

#### 第 16 条 当社からの通知

当社からの通知は、当社が定める通知方法をもって行い、当該通知方法による通知が通常到達すべきときに到達したものとします。

#### 第 17 条 サービス廃止

1 当社は当社の都合によりいつでも本サービスの全部又は一部を廃止できるものとします。

2 前項に基づき本サービスの全部又は一部を廃止する場合、当社は、既に支払われている料金のうち、廃止する本サービスについて提供しない日数に対応する額を日割計算にて Coopel 会員に返還するものとします。なお、販売代理店との契約が別途定める場合には、それに基づくものとする。

#### 第 15 条 登録事項の変更

1 Coopel 会員等は、登録事項に変更のあった場合、すみやかに当社の定める手続きにより当社に届け出るものとします。この届出のない場合、当社は、登録事項の変更のないものとして取り扱うことができるものとします。

2 Coopel 会員等は、当社に登録されたメールアドレスを変更したことを当社に届け出なかった場合、本サービスを利用できなくなることがあります。

#### 第 16 条 当社からの通知

当社からの通知は、当社が定める通知方法をもって行い、当該通知方法による通知が通常到達すべきときに到達したものとします。

#### 第 17 条 サービス廃止

1 当社は当社の都合によりいつでも本サービスの全部又は一部を廃止できるものとします。

2 前項に基づき本サービスの全部又は一部を廃止する場合、当社は、既に支払われている料金のうち、廃止する本サービスについて提供しない日数に対応する額を日割計算にて Coopel 会員に返還するものとします。なお、販売代理店との契約が別途定める場合には、それに基づくものとする。

<p>第 18 条 退会</p> <p>1 Coopel 会員は、当社の定める手続きにより退会することができます。</p> <p>2 当社は、Coopel 会員が退会した場合も当社が受領した料金を返還しません。</p> <p>第 19 条 準拠法</p> <p>本サービスその他の本契約、本規約及び個別規約に関する準拠法は日本法とします。</p> <p>第 20 条 管轄裁判所</p> <p>本サービスに関し、Coopel 会員と当社との間で訴訟が生じた場合、東京地方裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とします。</p> <p>最終改定日：2025 年 7 月 7 日</p>	<p>(変更)</p>	<p>第 18 条 退会</p> <p>1 Coopel 会員は、当社の定める手続きにより退会することができます。</p> <p>2 当社は、Coopel 会員が退会した場合も当社が受領した料金を返還しません。</p> <p>第 19 条 準拠法</p> <p>本サービスその他の本契約、本規約及び個別規約に関する準拠法は日本法とします。</p> <p>第 20 条 管轄裁判所</p> <p>本サービスに関し、Coopel 会員と当社との間で訴訟が生じた場合、東京地方裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とします。</p> <p>最終改定日：2025 年 11 月 12 日</p>
--	-------------	--